

## 消防職員の勤務時間等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和28年豊中市規則第13号）第30条の規定に基づき、豊中市消防職員の勤務時間等について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例とは、勤務時間及び休暇に関する条例（昭和28年豊中市条例第14号）をいう。
- (2) 規則とは、勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和28年豊中市規則第13号）をいう。
- (3) 職員とは、豊中市消防職員をいう。
- (4) 所属長とは、消防本部の課長及び署長をいう。
- (5) 交替制勤務職員とは、職員のうち、消防長又は所属長から一昼夜交替勤務を命ぜられた職員をいう。一昼夜交替勤務は、これを第1、第2、第3に分ける。
- (6) 毎日勤務職員とは、前号に定める職員以外の職員をいう。
- (7) 交替制勤務職員の週休日とは、交替制勤務職員の勤務時間を割り振らない日をいう。
- (8) 1当務とは、午前9時から翌日の午前9時までの交替制勤務職員の勤務をいう。
- (9) 半当務とは、午前9時から午後6時まで又は午後6時から翌日午前9時までの交替制勤務職員の勤務をいう。

### (週休日)

第3条 毎日勤務職員の週休日は、条例第2条の2第1項の定めるところによる。

- 2 交替制勤務職員の週休日は、毎年、別に定める勤務サイクル表により指定された日とし、52週につき104日とする。
- 3 交替制勤務者の週休日は原則として、業務の都合によりやむを得ない場合のほかは、変更することが認められないものであること。
- 4 週休日の変更は、指定した週休日に正規の勤務を命じて勤務を要する日とし、予め他の日を週休日に指定するものであること。

(勤務時間及び休憩時間)

第4条 毎日勤務職員の勤務時間は、規則別表第1の定めるところによる。

- 2 1当務は、2日間の勤務とする。
- 3 交替制勤務職員の勤務時間の割振り、休憩時間及び休息時間は次による。
  - (1) 1当務の勤務時間は規則別表第2の定めるところによるものとし、半当務ごと各7時間45分とする。
  - (2) 休憩時間は、午後0時から午後0時45分まで、午後5時15分から午後5時45分まで及び7時間15分の休憩時間をあとの半当務に置くものとする。
  - (3) 前項に定める休憩時間に勤務を割振られている者は、当該時間の直近に休憩時間を置くものとする。
  - (4) 休息時間は、午後0時45分から午後1時00分まで及び翌日午前5時15分から午前5時30分まで（指令管轄勤務者については翌日午前6時15分から午前6時30分までとする。）おのおの15分間とする。
  - (5) 前項に定める休息時間に受付勤務等を割振られている者は、当該時間の直近に休息時間を置くことができる。
  - (6) 深夜の勤務時間は3時間までとする。
  - (7) 勤務時間の割振りには前各号に定めるほか、消防長の承認を得て所属長が定める。

( 休暇 )

第 5 条 交替制勤務職員の年次有給休暇，代日休暇，特別休暇及び介護休暇は 1 当務を 2 日として与えるものとする。ただし，これによりがたい場合において，半当務のおおむねその 2 分の 1 に相当するときは，半日として休暇を与えることができる。

( 特別 )

第 6 条 所属長は警防力の確保，行事，研修等により，特に必要と認めるときは，交替制勤務職員の正規の勤務時間の割振りを振り替えることができる。

( 委任 )

第 7 条 この規程の施行について必要な事項は，別に定める。

附 則 (平成 2 年 6 月 3 0 日 消防長訓令第 4 号)

この規程は，平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 3 月 3 0 日 消防長訓令第 3 号)

この規程は，平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 6 月 1 8 日 消防長訓令第 7 号)

この規程は，令達の日から施行する。

附 則 (平成 1 3 年 3 月 2 6 日 消防長訓令第 6 号)

この規程は，平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 3 年 7 月 2 6 日 消防長訓令第 2 5 号)

この規程は，平成 1 3 年 8 月 1 日から施行する

附 則 (平成 1 8 年 1 0 月 2 0 日 消防長訓令第 1 1 号)

この規程は，令達の日から施行する。